

目次

第一章	総則(第一条―第七条)
第二章	共同法人名簿及び届出(第八条―第十九条)
第三章	従たる法律事務所(第二十条・第二十一条)
第四章	共同法人等の権利義務(第二十二条―第二十七条)
第五章	懲戒(第二十八条―第三十三条)
第六章	共同法人の推薦等(第三十四条―第三十六条)
第七章	会計及び会費(第三十七条―第四十一条)
第八章	雑則(第四十二条・第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会会則(以下「会則」という。)第九十七条の四第二項の規定に基づき、共同法人会員に関する事項を定めることを目的とする。

(本会の目的等)

第二条 会則第三条の規定の適用については、弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)は、弁護士法人とみなす。

2 本会は、共同法人に対し、会則第三条の事務を行うにつき必要な報告又は資料の提出を求めることができる。(入会及び退会)

第三条 共同法人は、当然、本会の共同法人会員となり、特に入会の手続を執ることを要しない。

2 共同法人が清算終了の登記をしたとき(ただし、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。))第九十五条において準用する弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第六十二条第五項の規定により存続するものとみなすときは、懲戒の手続が終了したとき。)又は破産手続の廃止若しくは終結の決定が確定したときは、当然、本会の共同法人会員たる地位を失うものとし、特に退会の手続を執ることを要しない。

(使命等)

第四条 共同法人は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであることを自覚し、その使命に基づき、誠実にその業務を行わなければならない。

2 共同法人は、常に法令が適正に運用されているかどうかを注意し、いやしくも非違不正を発見したときは、その是正に努めなければならない。

(共同法人に対する通知)

第五条 共同法人に対する通知は、法律又は会則若しくは会規に別段の定めがある場合を除いては、共同法人の主たる法律事務所宛てとする。

(提出書類の様式)

第六条 成立届出書その他本会に提出することを要する書類の様式は、規則で定めることができる。

(弁護士会の会則)

第七条 弁護士会は、入会しようとする共同法人があるときは、共同法人会員に関し、外国弁護士法律事務取扱法第二十三条第一号から第三号まで、第五号及び第八号に掲げる事項について、その会則に定めを置かなければならない。

2 弁護士会は、前項の規定によりその会則に定めを置き、又は改廃するときは、本会の承認を受けなければならない。

第二章 共同法人名簿及び届出

(共同法人名簿)

第八条 本会に、共同法人名簿を備える。

2 共同法人名簿は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によって、調製することができる。

(共同法人名簿の記載事項等)

第九条 共同法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 共同法人の名称並びに主たる法律事務所の名称及び所在場所
二 従たる法律事務所の名称及び所在場所

三 所属弁護士会

四 弁護士である社員の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所(会則第十八条第三号の規定により弁護士名簿に記載し、又は記録された事務所をいう。第八号において同じ。)

五 外国法事務弁護士である社員の氏名、登録番号、原資格国の国名、指定法の名称、所属弁護士会及び登録事務所(外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第十条第三項第五号の規定により外国法事務弁護士名簿に登録された事務所をいう。第九号において同じ。)

六 業務を執行する権利(以下「業務執行権」という。)を有しない社員の氏名
七 代表社員の氏名(共同法人を代表しない社員がある場合に限る。)

八 使用人である弁護士の氏名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所

九 使用人である外国法事務弁護士の氏名、登録番号、所属弁護士会及び登録事務所
十 成立の年月日

十一 届出番号

十二 届出の年月日及びその種別

十三 記載又は記録に係る事項の変更の年月日及びその事由

十四 種類の変更に関する次に掲げる事項

イ 種類の変更の年月日

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる共同法人の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 種類の変更により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人から共同法人となった者 種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に係る事項

(2) 種類の変更により共同法人から弁護士法人又は外国法事務弁護士法人となった者 種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に係る事項

十五 合併に関する次に掲げる事項

イ 合併の当事者及びその年月日

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる共同法人の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 合併により設立し、又は合併後存続する共同法人(合併により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人から共同法人となった者を含む。) 合併により消滅した弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人及び合併により共同法人となる前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に係る事項

(2) 合併により消滅した共同法人 合併により設立し、又は合併後存続する共同法人に係る事項

十六 懲戒の処分

十七 解散の年月日及びその事由

十八 清算人の氏名

十九 清算終了又は破産手続の廃止若しくは終結の登記及び退会の年月日

(成立の届出)

第十条 共同法人は、成立の日から二週間以内に、前条第一号から第十号までに掲げる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 成立届出書

二 登記事項証明書

三 定款の写し

(変更の届出)

第十一条 共同法人は、種類の変更、解散及び合併によるときを除き、次に掲げる事由が生じた日から二週間以内に、変更に係る事項及びその内容を本会に届け出なければならない。

一 第九条第一号から第九号までに掲げる事項の変更

二 登記事項の変更

三 定款の変更

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、登記事項に変更がない場合にあつては第二号に、定款に変更がない場合にあつては第三号に掲げる書類の提出を要しない。

一 変更届出書

二 登記事項証明書

三 定款の写し

(種類の変更の届出)

第十二条 種類の変更により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人から共同法人となった者は、種類の変更の日から二週間以内に、第九条第一号から第九号まで及び第十四号に掲げる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 種類変更届出書

二 登記事項証明書

三 種類の変更前の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に係る登記事項証明書

四 定款の写し

(解散の届出)

第十三条 共同法人は、解散したとき(外国弁護士法律事務所取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の二十三第一項第三号又は第六号に掲げる事由により解散したときを除く。)は、解散の日(第四十三条の申立てにより選任された清算人が行う場合は、選任の登記の日)から二週間以内に、解散の年月日及びその事由を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 解散届出書

二 登記事項証明書

(合併の届出)

第十四条 共同法人と弁護士法人、外国法事務弁護士法人若しくは他の共同法人が合併したとき、又は弁護士法人と外国法事務弁護士法人が合併したときは、合併の日から二週間以内に、合併により設立した共同法人にあつては第十条の規定の例により、合併後存続する共同法人にあつては第十一条の規定の例により、合併により弁護士法人又は外国法事務弁護士法人から共同法人となった者にあつては第十二条の規定の例により、合併の当事者及びその年月日を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第十条第二項各号、第十一条第二項各号又は第十二条第二項各号に掲げる書類のほか、合併により解散した弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同法人に係る次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 合併による解散届出書

二 登記事項証明書

(清算終了等の届出)

第十五条 共同法人が清算終了の登記をしたときは、清算人は、清算終了の登記の日から二週間以内に、清算終了の登記の年月日を本会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してなければならない。

一 清算終了届出書

二 登記事項証明書

3 清算手続中に当該共同法人について破産手続開始決定があつたときは、清算人は、その旨を本会に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一 破産手続開始決定届出書

二 破産手続開始決定書の写し

(届出の方法)

第十六条 第十条から前条までの規定による届出は、共同法人の主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経てしなければならない。

(規則への委任)

第十七条 第十条から第十五条までの規定により定めるほか、共同法人の本会に対する届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(入会金)

第十八条 共同法人は、第十条(第十四条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。)の規定により届け出るときは、入会金三万円を、主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経て本会に納付しなければならない。

(届出手数料)

第十九条 共同法人は、第十一条(第十四条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。)又は第十二条(第十四条第一項の規定によりその例によることとされるときを含む。)の規定により届け出るときは、届出手数料二千円を、主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経て本会に納付しなければならない。

2 本会は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により法律事務所又は社員の住居に甚大な被害を受けた共同法人から、第十一条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第九条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第五号、第八号若しくは第九号の登録事務所に変更があった場合であつて、同条第三号に掲げる事項に変更がないときに限る。）について変更の届出がなされたときは、前項の届出手数料の納付を免除することができる。

3 本会は、行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第十九号）第三条第一項及び第二項若しくは第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更があつた場合において、これに伴い第十一条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第九条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第五号、第八号若しくは第九号の登録事務所に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

4 本会は、建物の名称が変更される場合その他法律事務所又は住居の物理的又は場所的な変更を伴わず、かつ、当該共同法人又はその社員若しくは使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士の意思に基づかず、法律事務所又は住居の所在場所の表示に変更があつた場合において、これに伴い第十一条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第九条第一号若しくは第二号の所在場所又は第四号、第五号、第八号若しくは第九号の登録事務所に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

5 本会は、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号）附則第二条第一項の規定による改製により、当該共同法人の社員又は使用人である弁護士又は外国法事務弁護士の意思に基づかず、戸籍の氏名に変更があつた場合において、これに伴い第十一条第一項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については、第九条第四号から第九号までの氏名に変更があつたときに限る。）について変更の届出がなされたときは、第一項の届出手数料の納付を免除することができる。

第三章 従たる法律事務所

（従たる法律事務所の設置）

第二十条 共同法人は、所属弁護士会の地域の内外を問わず、従たる法律事務所を設けることができる。

2 共同法人の法律事務所には、当該法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会に所属する業務執行権を有する弁護士である社員が常駐しなければならない。ただし、外国弁護士法律事務所取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の十七ただし書の規定による弁護士の許可（以下「非常駐許可」という。）があつたときは、この限りでない。

（非常駐許可の報告）

第二十一条 弁護士会は、非常駐許可をしたとき、及び当該非常駐許可を更新し、変更し、又は取り消したときは、速やかに、本会に報告しなければならない。

第四章 共同法人等の権利義務

（業務範囲外法律事務の禁止等）

第二十二条 共同法人の外国法事務弁護士である社員は、外国弁護士法律事務所取扱法第三条及び第五条から第七条までに規定する外国法事務弁護士の業務の範囲を超えて、当該共同法人の業務を執行してはならない。

2 共同法人の弁護士である社員並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士は、前項の規定に違反する行為に関与してはならない。

（総会の議決権等）

第二十三条 共同法人は、所属弁護士会及び本会の総会に出席し、意見を述べ、議案を發議し、又は議決権を行使することができる。

（選挙権及び被選挙権）

第二十四条 共同法人は、本会の役員及び代議員の選挙権及び被選挙権を有しない。所属弁護士会における役員等の選挙権及び被選挙権についても、同様とする。

（共同事務所における法律事務所の名称等）

第二十五条 共同法人が、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は他の共同法人と事務所を共にするときの事務所の名称並びにその届出及び表示については、別に会規で定める。

（外国特別会員の権利義務等の準用）

第二十六条 外国特別会員基本規程第十九条、第二十九条、第三十条及び第六十三条第一項の規定は、共同法人について準用する。

(出版物等の配付)

第二十七条 本会は、特に必要と認める場合のほか、会則第七条の機関雑誌、本会の発行する刊行物その他弁護士に一般に配付する資料を共同法人に配付しない。

第五章 懲戒

(懲戒の手續)

第二十八条 共同法人の懲戒に関する懲戒委員会、綱紀委員会及び綱紀審査会の手續について必要な事項は、別に会規で定める。

(懲戒の公告)

第二十九条 本会は、弁護士会及び本会による共同法人の懲戒に関する事項を、別に会規で定めるところにより、官報及び機関雑誌に掲載して公告する。

(懲戒の公表等)

第三十条 本会は、共同法人の懲戒に関する処分又は裁判の主文、理由その他別に会規で定める事項を公表することができる。

2 本会は、外国弁護士法律事務所取扱法第九十四条第二項において準用する弁護士法第六十条第二項の規定により懲戒の手續に付した場合その他の別に会規で定める場合であつて、本会又は共同法人に対する国民の信頼を確保するため特に必要があるときは、本会の懲戒に関する処分前であつても、事案の概要その他の別に会規で定める事項を公表することができる。

3 本会は、共同法人が受けた懲戒の処分に関する履歴を開示することができる。

4 前三項に規定するもののほか、公表及び開示に関する事項は、別に会規で定める。

(官公署等への通知)

第三十一条 弁護士会は、外国弁護士法律事務所取扱法第九十二条第二項の規定により共同法人を懲戒した場合は、懲戒の処分が戒告であるときを除き、遅滞なく、最高裁判所、検事総長及び別に会規で定めるその他の官公署に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

2 本会は、外国弁護士法律事務所取扱法第九十四条第二項において準用する弁護士法第六十条第五項の規定により共同法人を懲戒した場合は、懲戒の処分が戒告であるときを除き、遅滞なく、最高裁判所、検事総長及び別に会規で定めるその他の官公署に対し、その旨及びその内容を通知しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、通知に関する事項は、別に会規で定める。

(懲戒請求者への通知)

第三十二条 弁護士会は、外国弁護士法律事務所取扱法第九十五条において準用する弁護士法第五十八条第四項若しくは第六項の規定により対象共同法人（懲戒の手續に付された共同法人をいう。以下同じ。）を懲戒しない旨の決定をしたとき、又は同条第五項の規定により対象共同法人を懲戒したときは、速やかに、懲戒請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 前項に規定する通知に当たつては、外国弁護士法律事務所取扱法第九十五条において準用する弁護士法第六十四条第二項に規定する期間内に本会に対し異議の申出ができる旨を教示しなければならない。ただし、懲戒の処分が除名であるときは、この限りでない。

(懲戒手續への協力義務)

第三十三条 共同法人は、別に会規で定めるところにより懲戒の手續への協力を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第六章 共同法人の推薦等

(共同法人の推薦)

第三十四条 本会は、法令に基づき、又は官公署の委嘱若しくは当事者その他関係人の依頼により共同法人を推薦する必要がある場合には、弁護士推薦委員会の議を経て推薦する。

(建議及び答申)

第三十五条 本会は、共同法人の事務に関して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(調査の依頼)

第三十六条 本会は、共同法人の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

第七章 会計及び会費

(会計)

第三十七条 共同法人に関する収入及び支出は、本会の一般会計において処理する。

(会費)

第三十八条 共同法人は、本会の会費を主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

2 毎年四月（共同法人の成立の年にあつては成立の日の属する月とし、種類の変更の年にあつては種類の変更の日の属する月とし、合併の年にあつては合併の日の属する月の翌月とする。）から翌年三月までの間の本会の会費の月額は、次の各号に掲げる社員の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一人 金二千四百八十円
- 二 二人以上十人以下 金六千二百円
- 三 十人以上 金一万二千四百円

3 前項の社員の人数は、毎年一月一日（共同法人の成立の年にあつては成立の日とし、種類の変更の年にあつては種類の変更の日とし、合併の年にあつては合併の日とする。）における社員の人数によるものとする。

4 外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の二十三第一項第四号又は第七号の規定により解散した共同法人は、解散した日の属する月の翌月から、本会の会費の納付を要しない。

5 外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の二十三第一項第六号の規定により解散した共同法人に係る本会の会費の徴収については、別に会費で定める。

(特別会費)

第三十九条 共同法人は、特別の必要がある場合には、特別会費を主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会を経て、本会に納めなければならない。

2 外国特別会員基本規程第六十六条第二項並びに前条第四項及び第五項の規定は、共同法人の特別会費の徴収について準用する。

(会費等の徴収)

第四十条 弁護士会（共同法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会）は、毎月末日において所属する共同法人から本会の会費及び特別会費を徴収して二か月以内に本会に送金しなければならない。

(会費等の滞納)

第四十一条 共同法人が六か月以上本会の会費又は特別会費を滞納したときは、所属弁護士会（共同法人が複数の弁護士会に所属するときは、主たる法律事務所の所在する地域において所属する弁護士会）の同意を得て、外国弁護士法律事務取扱法第九十四条に規定するところにより懲戒することができる。

第八章 雑則

(社員となる資格証明書等)

第四十二条 本会は、共同法人の社員になろうとする者の申請に基づき、当該弁護士又は外国法事務弁護士が外国弁護士法律事務取扱法第五十八条に規定する共同法人の社員となる資格を有すると認めるときは、社員となる資格証明書を発行する。

2 前項の社員となる資格証明書その他共同法人の登記手続に必要な添付書類で弁護士会又は本会が発行する証明書に關し必要な事項は、規則で定める。

(弁護士会等による清算人の選任の申立て)

第四十三条 共同法人が外国弁護士法律事務取扱法第八十条第一項において準用する弁護士法第三十条の二十三第一項第六号又は第七号に掲げる事由により解散した場合において必要があるときは、当該共同法人の主たる法律事務所のある所在地において所属する弁護士会は、裁判所に清算人の選任の申立てをしなければならない。ただし、本会が必要と認めるときは、本会が申立てをする。

附則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。